広島市

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と 個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生 きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。

平成21年~平成24年度に実施した広島市精神障害者地域移行支援事業で培ったノウハウやネットワークを強みとし、現在停滞している地域移行に向けた取り組みを再出発させたい。

まずは、できることから一歩ずつ、関係者と顔の見える関係づくりから・・・。

県又は政令市の基礎情報

広島市



取組内容

- 措置入院者の退院後支援実施に向けた体制整備等
- 地域活動支援センター I 型の機能強化など地域移行 支援の推進に向けた体制整備

基本情報(都道府県等情報)

陈中// 陈中// 陈中/ [] [] [] [] [] [] [] [] [] [,	±v=r
障害保健福祉圏域数(H31年4月時点)						1	か所
市町村数(H31年4月時点)				1			市町村
人口(H31年3月時点)				1,194,524			人
精神科病院の数(H31年4月時点)				13			病院
精神科病床数(H31年4月時点)				2,759			床
入院精神障害者数		合計		2,597		人	
(H30年6月時点)	3か月未満(%:構成割合)				654	人	
					25.2	%	
	3	3か月以上1年未満 477			477	人	
		(%	: 構成割合)	18.4		%	
	4 /FIVI	(0/	·#+			1,466	Д
	1年以上(%:構成割合)				56.4	%	
		うち	65歳未満			610	人
		うち	65歳以上			856	人
	入院後3か月時点 別院率(H28年6月時点) 入院後6か月時点 入院後1年時点		入院後3か月時点			67.3	%
退院率(H28年6月時点)			入院後6か月時点 88.1		%		
			91.6			%	
相談支援事業所数	基幹相談支援センター数			8			か所
(H31年5月時点)	一般相談支援事業所数		16		か所		
	特定相談支援事業所数		42			か所	
保健所数(H31年4月時点)			8			か所	
(自立支援)協議会の開催頻度(H30年度)	(自立支援)協議会の開催頻度		3		回/年		
	精神領域に関する議論を 行う部会の有無		—				
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	都道	府県	有•無		_		か所
の構築に向けた保健・医療・福祉関係者によ	障害保健福祉	圏域	有	1	/	1	か所/障害圏域数
る協議の場の設置状況(H31年4月時点)	Th.	i町村	有	1	/	1	か所/市町村数

|精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要(全体)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(イメージ)_{厚労省資料-部5I用}

○精神障害者が、地域で安心して自分らしく生活できるよう、医療、保健、福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合 い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す。

○地域包括ケアシステムの構築にあたり、医療、保健、福祉関係者による協議の場を通じて、関係機関の重層的な連携による支援体 制を整備する。



- ・地域づくり、地域への普及啓発活動
- ・基礎的事業(行き場の提供)

地域活動支援センターI型

バックアップ

②ふれあい(医療法人比治山病院)

③モルゲンロート(医療法人せのがわ)

④いつかいち(医療法人翠和会)

区ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場=広島市自立支援協議会地域部会

各区保健センター・福祉事務所

バックアップ

保健・医療・福祉関係者による協議の場二広島市自立支援協議会(広島市精神障害者支援部会)

行政(障害自立支援課・精神保健福祉課)・精神保健福祉センター

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要(全体)

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム(障害者相談支援事業)

基幹相談支援センター 各区1カ所 【常勤専従2】

精神保健福祉分野における課題

- 措置入院者の退院後支援
- ・長期入院患者の地域移行・地域定着の推進
- ・依存症対策(薬物・アルコール・ギャンブル)

施策

- ①保健・医療・福祉関係者による協議の場
- ②精神障害者の住まいの確保支援
- ③ピアサポートの活用
- 4)入院中の精神障害者の地域移行
- ⑤包括ケアシステムの構築状況の評価
- ⑥精神障害者の地域移行関係職員に対する研 修
- ⑦措置入院者の退院後支援
- ⑧精神障害者の家族支援
 - ◆ 従来からの事業を地域へ拡 大していくイメージ
 - ◆ 精神の相談といえば | 型と 地域から頼りになる存在
 - ◆ 保健センターと重複する事業をリンクさせる

障害者相談支援事業所(委託)各区1力所【常勤専従1】

一般相談支援事業所 (16カ所※)、特定相談支援事業所 (42カ所※) ※精神障害に対応可能な事業所

地域相談支援(地域移行・地域定着)、計画相談支援

地域活動支援センター [型(4カ所)【施設長1・指導員2以上】

(根拠法令:障害者総合支援法第77条第1項第9号)

1カ所で2区をカバー

(うち常勤2以上)

精神保健福祉の専門性を活かした事業を地域の中核基幹として実施

基礎的事業

- ・創作活動、生産活動、地域交流の機会の提供(ゆるやかな行き場)
- ・社会復帰クラブ(保健センターで実施)の受け皿へ

専門職員による機能強化事業

☆相談支援 ・障害者やその家族等への専門的・総合的な相談

☆医療・福祉・地域資源との連携強化のための調整

- 自立支援協議会(地域部会)、精神障害者地域支援協議会への参画
- ・地域相談支援へつなぐための調整(医療機関・保健センター・事業所等)

☆地域づくり、地域への普及啓発活動

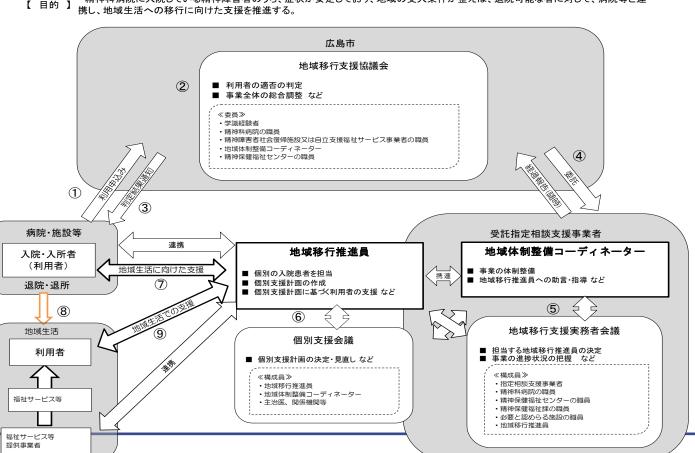
- ピアサポーター養成と活用、その調整
- ・ボランティア育成と活用、その調整 (保健センターとの連携)
- 関係職員への研修、地域住民を対象とした講演会

|精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

広島市精神障害者地域移行支援事業 (平成21年度~平成24年度)

(障害者自立支援特別対策事業:広島県からの委託事業)

精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、地域の受入条件が整えば、退院可能な者に対して、病院等と連



本事業の成果

- ◆ 地域移行支援協議会の開催 (年4回)
- ◆ 地域移行支援実務者会議の開催 (月1回)
- ◆ 個別支援会議の開催 (対象者1人あたり1~2回)
- ◆ H21~H23年度の対象者 8人 退院後の処遇 グループホーム 2人 アパート 3人 自宅 1人 中断 2人

課題

- H24に地域移行支援・地域定着支援が 個別給付化されたことに伴い、左記事 業を廃止
- その後、障害福祉サービス事業者との 連携のしくみが構築されていない

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に資する取組の成果・効果

<平成30年度までの成果・効果>

課題解決の達成度を測る指標	目標値 (H30年度当初)	実績値 (H30年度末)	具体的な成果・効果
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1	1	市障害者自立支援協議会の部会として 平成30年10月1日から精神障害者地域 支援部会を立ち上げ

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた現時点における強みと課題

【特徴(強み)】

広島市精神障害者地域移行支援事業(H21~H24)で培ったノウハウを持った精神科病院及び地域活動支援センター I 型等が地域に存在する。

課題	課題解決に向けた取組方針	課題・方針に対する役割(取組)		
地域活動支援センター I 型の機能強化を含む地域包括ケアシステム構築の仕組検討	(地域活動支援センター I 型) ・8区中4区にしかないため、1か所で2区を	行政	精神障害者地域支援部会(市障害者自立支援 協議会)での協議等	
	カバーするなど担当区の設定 ・機能強化事業の活性化及び地域包括ケ アシステムの構築に向けどういった事業を 展開するべきか実施事業の決定・予算化な どの検討	医療	同上	
		福祉	同上	
		その他関係機関・住民等	同上	
措置入院者等の退院後支援 の体制整備	平成31年1月から試行実施、同年4月から 本格実施している。今後、事業の実施状況 等を分析、課題を抽出し、ガイドラインの修 正等を含め引き続き体制整備を行う。	行政	精神障害者地域支援部会(市障害者自立支援 協議会)での協議等	
		医療	同上	
		福祉	同上	
		その他関係機関・住民等	同上	

課題解決の達成度を測る指標	現状値 (今年度当初)	目標値 (令和元年度末)	見込んでいる成果・効果
①地域活動支援センター I 型の担当区設定 ※8区中4区に所在	4	8	精神障害者へのこれまでの豊富な相談実績に もとづき、一般相談支援事所等との連携・バッ クアップを行う。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた 今年度の取組スケジュール

時期(月)	実施する項目	実施する内容
R1年5月~ R2年3月	精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム の構築	地域活動支援センター I 型の機能強化を含む地域包括ケア システム構築の仕組検討
R1年5月~ R2年3月	措置入院者等の退院後支援の体制整備	平成31年1月から試行実施、同年4月から本格実施している。今後、実施状況等を分析、課題を抽出し、ガイドラインの修正等を含め引き続き体制整備を行う。